

つくばスマートシティ協議会令和５年度第３回臨時総会 議案書

決議事項

第１号議案 「規約の改正について」

- ・資料１－１ つくばスマートシティ協議会規約の改正について
- ・資料１－２ つくばスマートシティ協議会規約 新旧対照表

第２号議案 「令和６年度事業計画及び収支予算について」

- ・資料２－１ 令和６年度事業計画書
- ・資料２－２ 令和６年度収支予算書

【第 1 号議案】

規約の改正について

規約第 21 条の規定に基づき、協議会の規約の改正について審議願いたい。

資料 1-1 つくばスマートシティ協議会規約の改正について

資料 1-2 つくばスマートシティ協議会規約 新旧対照表

改正の概要

つくばスーパーサイエンスシティ構想の推進のため、法律上の権利義務に関する主体及び会員の責任範囲を明確にする必要があることから、当協議会を一般社団法人へ移行する必要があるとあり、4 月 1 日付で一般社団法人を設立するめどが立ちました。これによって、当協議会と一般社団法人とで会費の徴収が重複することのないように、当協議会の会費の徴収を停止するとともに、財産の移行のため、残余財産の贈与先を追加したものです。

【参考】

規約（抜粋）

（権限）

第 21 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 規約の改正
- (4) 毎事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 毎事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 解散
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) その他この規約に定める事項。

つくばスマートシティ協議会規約の改正について

つくばスマートシティ協議会規約の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

第 1 0 条を次のように改める。

(会員資格の喪失)

第 1 0 条 前 2 条に定める事由のほか、会員は、当該会員が解散したときは、その資格を喪失する。

第 3 3 条を次のように改める。

第 3 3 条 協議会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、つくば市又は協議会と類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与するものとする。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

○第 7 条、第 1 0 条

新たに設立予定の一般社団法人つくばスマートシティ協議会に、当協議会の事業を承継することから、会費の徴収を停止する。

○第 3 3 条

一般社団法人つくばスマートシティ協議会に事業を承継するため、残余財産を当該法人へ贈与することができるようにする。

つくばスマートシティ協議会規約 新旧対照表

改正後	改正前
第 1 条—第 6 条 （略）	第 1 条—第 6 条 （略）
第 7 条 削除	<u>(年会費)</u> 第 7 条 会員は、年会費を納入する義務を負う。ただし、国、国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。）及び独立行政法人（国立研究開発法人を含む。）は、この限りでない。 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、年会費の額と同額以上の負担金を協議会に納入したときは、年会費を納入したものとみなす。 3 年会費の額は、300,000円とする。ただし、次の各号に掲げる会員の年会費の額は、100,000円とする。 (1) 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第 2 条に規定する中小企業者又は小規模企業者 (2) 法人税法（昭和四十年法律第二十八号）第 2 条第 6 号に規定する公益法人等 (3) 法人税法第 2 条第 7 号に規定する協同組合等 (4) 法人税法第 2 条第 8 号で規定する人格のない社団等 (5) 法人税法第 2 条第 9 号に規定する普通法人（通算法人を除く。）のうち、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの 4 事業年度の中途に入会した当該事業年度の年会費は、年会費に入会承認があった日の属する月の翌月から起算した月数を乗じ、12 で除して得た額とする。（端数がある場合は、十の位を四捨五入した額とする。） 5 会員は、協議会が発行する請求書により、請求書に定められた日までに年会費を一括納入しなければならない。
第 8 条・第 9 条 （略） <u>(会員資格の喪失)</u>	第 8 条・第 9 条 （略） <u>(会員資格の喪失)</u>
第 10 条 前 2 条に定める事由のほか、会員は、当該会員が解散したときは、その資格を喪失する。	第 10 条 前 2 条に定める事由のほか、会員は、次のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。
第 11 条—第 32 条 （略）	(1) 第 7 条の年会費の支払い義務が 6 月以上履行されなかったとき (2) 当該会員が解散したとき 第 11 条—第 32 条 （略）

(残余財産の帰属等) 第 3 3 条 協議会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、 <u>つくば市又は協議会と類似の事業を目的とする他の公益法人等</u>に贈与するものとする。 第34条・第35条 (略) 附則 (略)	(残余財産の帰属等) 第 3 3 条 協議会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、 <u>つくば市</u>に贈与するものとする。 第34条・第35条 (略) 附則 (略)
--	--

【第2号議案】

令和6年度事業計画及び収支予算について

規約第30条の規定に基づき、令和6年度事業計画書及び収支予算書について承認願いたい。

資料2-1 令和6年度事業計画書

資料2-2 令和6年度収支予算書

概要

当協議会を、一般社団法人つくばスマートシティ協議会へ移行するため、令和6年度は新規事業については行わない一方で、当協議会がスーパーシティ型国家戦略特別区域の区域計画で認定事業者となっている情報連携システム基盤においては運用管理を実施します。それとともに、事業を承継していくため、令和5年度の繰越金の一部を一般社団法人つくばスマートシティ協議会へ寄附することとします。

【参考】

規約（抜粋）

（事業計画及び収支予算）

第30条 協議会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

令和6年度事業計画

1 活動方針

本協議会の目的達成のため、次のとおり活動を展開する。

- (1) 分野横断的に様々なデータの利活用を図るための情報連携システム基盤の運用管理を実施する。なお、事業承継が可能になった後、一般社団法人つくばスマートシティ協議会に事業を承継する。
- (2) 活動内容のさらなる発展に向けて、一般社団法人つくばスマートシティ協議会に事業を承継していくため、当協議会の財産等について、一般社団法人つくばスマートシティ協議会に財産の一部を寄附し、残余財産については規約に従って贈与する。

2 事業計画

(1) 情報連携システム基盤運用管理

分野横断的に様々なデータの利活用を図るための情報連携システム基盤の運用管理を実施する。なお、一般社団法人つくばスマートシティ協議会がスーパーシティ型国家戦略特別区域の区域計画において認定事業者となった際には、当該法人に事業を承継する。

令和6年度 つくばスマートシティ協議会 収支予算

1. 収入の部

(単位:円)

科目	予算額	備考
負担金	10,962,600	情報連携システム基盤運用管理費(つくば市) 10,962,600円
前年度繰越金	6,500,000	繰越金 6,500,000円
合計	17,462,600	

2. 支出の部

(単位:円)

科目	予算額	備考
事業費	10,962,600	情報連携システム基盤運用管理業務(日本電気株式会社) 10,962,600円
事務費	1,500,000	事務局運営事務費(解散に伴う手続き費用等) 1,500,000円
寄附金	5,000,000	一般社団法人つくばスマートシティ協議会 5,000,000円
合計	17,462,600	